

高島市長期財政計画

【令和3年度～12年度】

令和4年3月改定



高島市

目 次

◇長期財政計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 現状と課題	
3. 計画期間	
4. 対象会計	
5. 推計方法	
6. 各項目の推計方法	
◇計画期間における財政見通し	4
◇計画項目の分析	5
1. 地方税	
2. 地方交付税	
3. 人件費	
4. 扶助費	
5. 維持補修費	
6. 普通建設事業費	
7. 地方債の発行と償還	
8. 地方債残高	
9. 基金残高	
◇財政指標	15
1. 健全化判断比率	
2. 基礎的財政収支（プライマリーバランス）	
◇財政運営の健全性確保のための取り組み	16

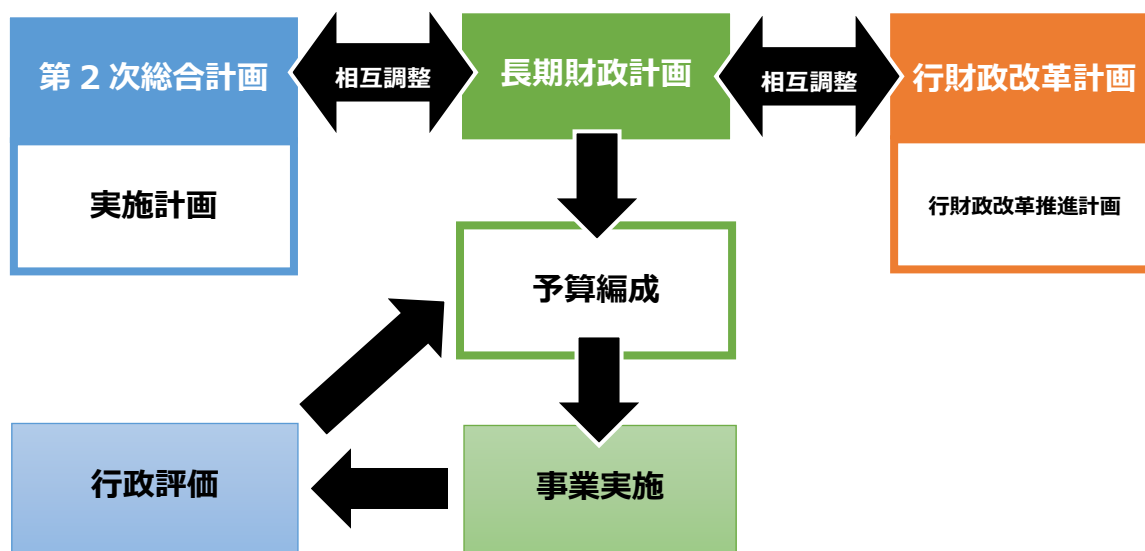
◇長期財政計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

この計画は、将来の財政見通しを可能な限り明らかにし、限られた財源の重点的かつ効果的な運用を図り、長期的な展望に立って、将来に責任が持てる持続可能な高島市の実現に向けて健全な財政運営を行うための指針とするものです。

長期財政計画は本市の市政運営の最上位計画となる第2次総合計画の実現に向け、行財政改革推進計画と相互に整合を図りながら、国の地方財政計画や地方税制改正などを可能な範囲で見込んで策定しています。

なお、本計画策定後の制度改正等の対応については、動向を注視しながら情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。



2. 現状と課題

本市の令和2年度決算は経常収支比率が^{*1}94.2%となり、前年比で0.7ポイント改善しておりますが、健全化判断比率においては、将来負担比率が^{*2}15.0%、実質公債費比率が^{*3}9.5%と県内他市と比較して依然高い数値で推移しています。

また、恒常的な収支の不足に対し財政調整基金を取り崩して財政運営を行っている中、新ごみ処理施設の整備という大規模事業が控えていることに加えて、県内で最も多くの公共施設を抱える本市にとって、その老朽化対策に係る費用についても確保していかなければならないことが大きな課題となっています。

3. 計画期間

計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

4. 対象会計

対象とする会計は一般会計（普通会計）とします。

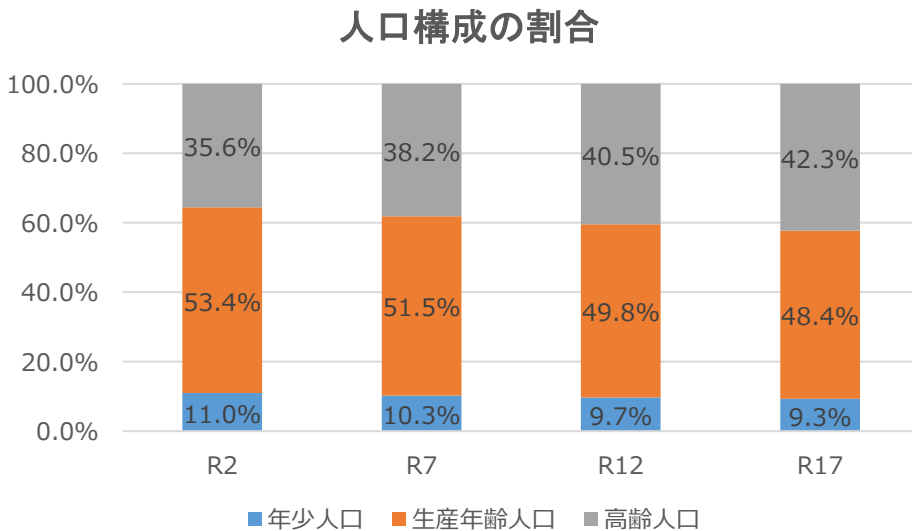
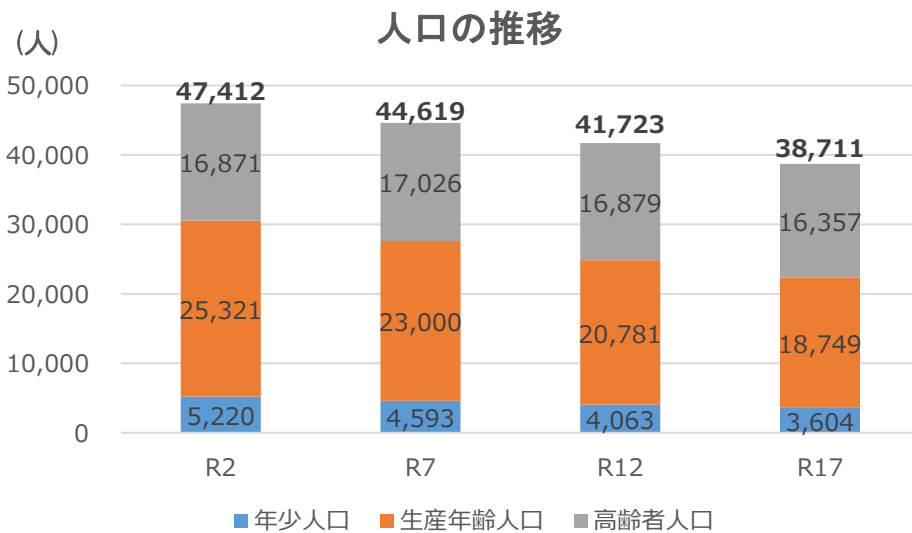
*1 経常収支比率：税金や交付金などの一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示し、この数値が高いと義務的経費以外に使える財源に余裕がないこととなります。
*2 将来負担比率：市が損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて、一般会計等が将来負担するべき実質的な負債の残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。
*3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。この数値が一定程度以上になると起債が制限されることとなります。

◇長期財政計画の基本事項

5. 推計方法

事業費推計は、令和3年度当初予算（1号補正を含む）に計上した事業を基準としますが、令和12年度までの間に新規に実施する見込みの事業についても対象とし、第2次高島市総合計画実施計画に掲げる主要事業等を踏まえ、行財政改革推進計画との整合を図り推計しています。

また、人口推計については、第2次総合計画後期計画の人口フレームに基づき推計しており、計画期間内（令和12年）に高齢化率は40%を超え、生産人口は50%を下回る見込みです。



6. 各項目の推計方法

項目		推計方法	
歳入	地方税	市民税	人口フレームより納税義務者を推計し算出
		固定資産税	地価下落率と評価替えの状況等により算出
		その他	過去から現在に至る状況等を勘案し算出
	譲与税等	譲与税交付金	地方財政計画に基づき推計
		地方交付税	普通交付税は以下のとおり推計 <ul style="list-style-type: none"> ・基準財政収入額：地方税と同様の伸び率を基に算出 ・基準財政需要額：令和 3 年度の需要額を基に地方債借入額を勘案し算出 特別交付税：過去の推移を基本に推計
	国県支出金		現行制度が継続するものとして歳出の積み上げから推計
	地方債	地方債	各事業の積み上げから健全化判断比率に配慮しつつ、可能な限り交付税措置の有利な地方債を選択して発行する。
		臨時財政対策債	地方財政計画に基づき推計
歳出	人件費		職員数適正化計画に基づき退職・採用を勘案し推計
	扶助費		人口フレームを基に算出した各事業の積み上げにより推計
	公債費		各地方債の条件に基づき元利償還金を算出 <ul style="list-style-type: none"> ・今後発行予定のものについては、臨時財政対策債を除き、10年（据え置き1年）・年利1.0%の条件で算出 ・臨時財政対策債については、20年（据え置き1年）・年利0.05%の条件で算出
	物件費		各事業の積み上げにより推計
	維持補修費		各事業の積み上げにより推計（1件当たり100万円以上の修繕工事を計上、100万円未満の簡易な修繕については、物件費に計上する。）
	補助費等		各事業の積み上げにより推計
	普通建設事業費		各事業の積み上げにより推計（新設および長寿命化を図るための改良工事等を計上する。）
	災害復旧費		予備費の予算額を計上
	繰出金等		各会計の事業費見込みから推計
	積立金		過去の実績を勘案して推計

◇計画期間における財政見通し

1. 長期財政見通し（R3～R12）

長期財政見通しは、作成時点で市の置かれている状況を基に、10年間の変動要素や予見される可能性を考慮して作成することで、将来的に市の財政がどのように推移していくのを見ることができ政策判断のツールとして重要な役割を担います。

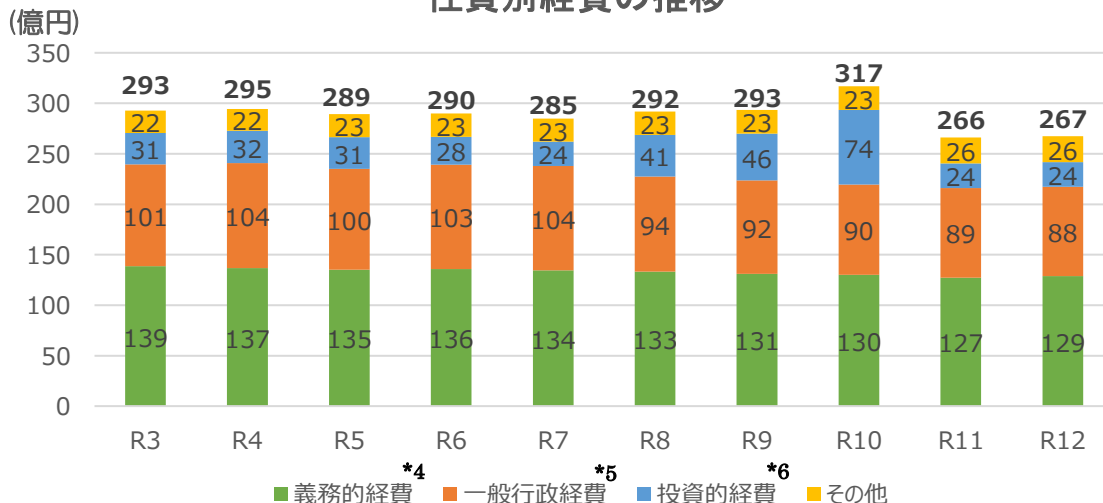
(百万円)

歳入	R3(予算)	R4(予算)	R5(見込)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	R12(見込)
地方税	5,465	5,603	5,641	5,536	5,613	5,606	5,509	5,490	5,472	5,373
交付金等	1,853	1,912	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
地方交付税等	11,100	10,900	11,430	11,529	11,401	11,295	11,202	11,053	10,831	10,898
国庫補助金・県支出金	5,801	5,428	5,032	5,238	5,486	5,651	5,778	6,667	4,667	4,640
負担金・使用料・手数料	381	380	378	378	378	378	378	378	366	366
寄附金	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
繰入金	1,838	1,845	1,152	1,206	1,807	1,513	1,430	1,625	1,646	1,826
繰越金	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
その他諸収入	389	376	430	430	430	430	430	430	430	430
地方債	1,542	2,106	2,065	1,879	563	1,495	1,806	3,238	397	396
歳入合計	29,269	29,450	28,927	28,995	28,478	29,167	29,332	31,681	26,609	26,728

(百万円)

歳出	R3(予算)	R4(見込)	R5(見込)	R6(見込)	R7(見込)	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)	R12(見込)
人件費	5,447	5,484	5,449	5,443	5,439	5,407	5,369	5,378	5,338	5,323
扶助費	4,978	4,712	4,619	4,613	4,584	4,624	4,672	4,722	4,773	4,826
公債費	3,437	3,469	3,451	3,508	3,419	3,282	3,072	2,895	2,626	2,727
物件費	4,560	4,781	4,686	4,982	4,928	4,265	4,203	4,172	4,208	4,307
維持補修費	227	211	195	238	287	192	189	182	165	165
補助費等	5,303	5,404	5,106	5,119	5,136	4,984	4,844	4,614	4,505	4,366
普通建設事業費	3,067	3,157	3,083	2,737	2,363	4,071	4,591	7,327	2,374	2,399
災害復旧費	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
繰出金等	1,546	1,537	1,688	1,705	1,671	1,692	1,741	1,740	1,969	1,965
積立金	652	646	600	600	600	600	600	600	600	600
歳出合計	29,269	29,450	28,927	28,995	28,478	29,167	29,332	31,681	26,609	26,728

性質別経費の推移



*4 義務的経費：市の歳出の中で、支出が義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

*5 一般行政経費：各種施策の推進に要する経費を始め、施設の管理運営に要する経費等要請事務に要する経費のことで、物件費、維持費、補助費等がこれにあたります。

*6 投資的経費：道路、施設などの建設や大規模改修など社会資本の整備に要する経費のことで、普通建設事業費や災害復旧事業費がこれにあたります。

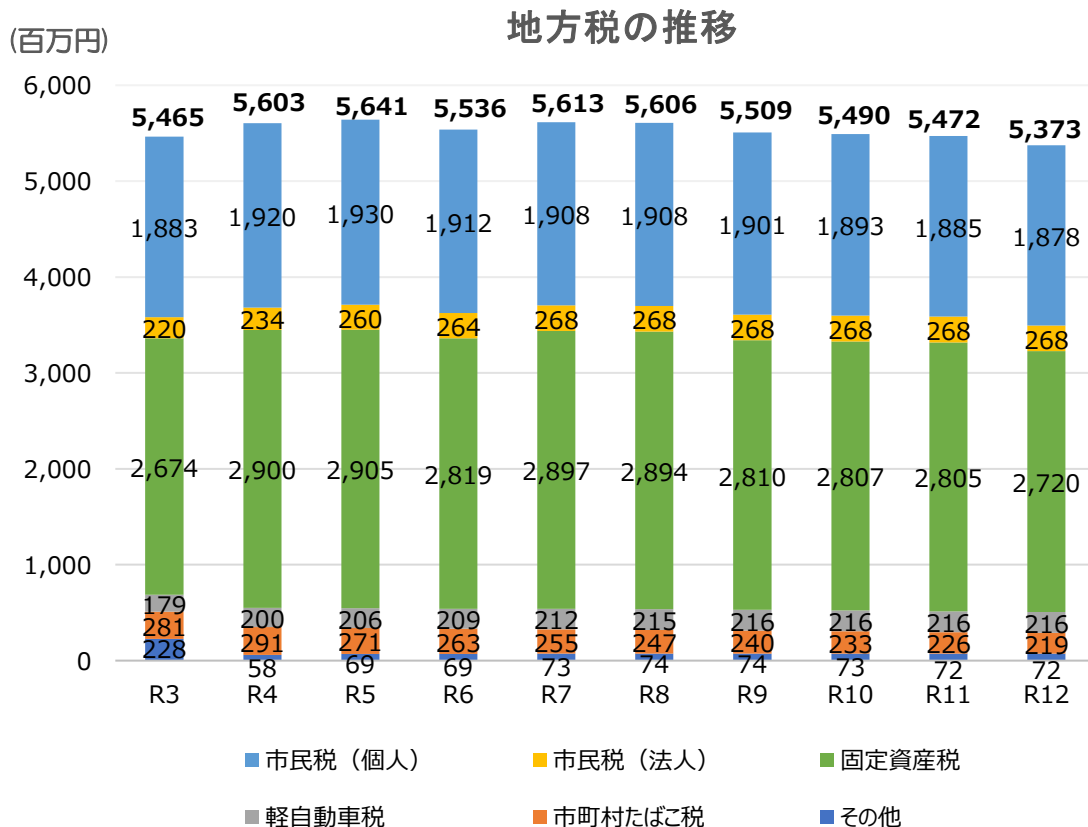
◇計画項目の分析（収入）



1. 地方税

自治体財政の経常的な財源の中心は地方税と地方交付税であり、^{*7}どちらも景気の影響を受けて変動します。特に、地方税の市民税は景気の状態に左右されることから、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みで減収見込みとなっていますが、内閣府が行った中長期の経済財政に関する試算では、国における経済対策の実施等により、コロナ前の水準に回帰することが見込まれます。

また、計画期間中に予定されているリゾートホテル開業により法人や従業員の所得拡大による個人の市民税、固定資産税の増加が見込まれますが、人口減少による個人市民税の減少と地価の下落の状況や家屋の評価替えの状況から、固定資産税は減少していく見込みです。



計画期間中の目標

（行財政改革計画 財政基盤の力を高める 自主財源の確保）

庁内連携を通して債権管理や徴収業務を効率的に行うことにより、更なる収納率の向上を図る。

（総合計画後期基本計画 公平負担の原則に基づく収納率の向上）

令和3年度 94.5% → 令和8年度 95.0%

*7 地方税：地方税は、その用途については何ら制限されることなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができます。市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがあり、目的税としては入湯税などがあります。



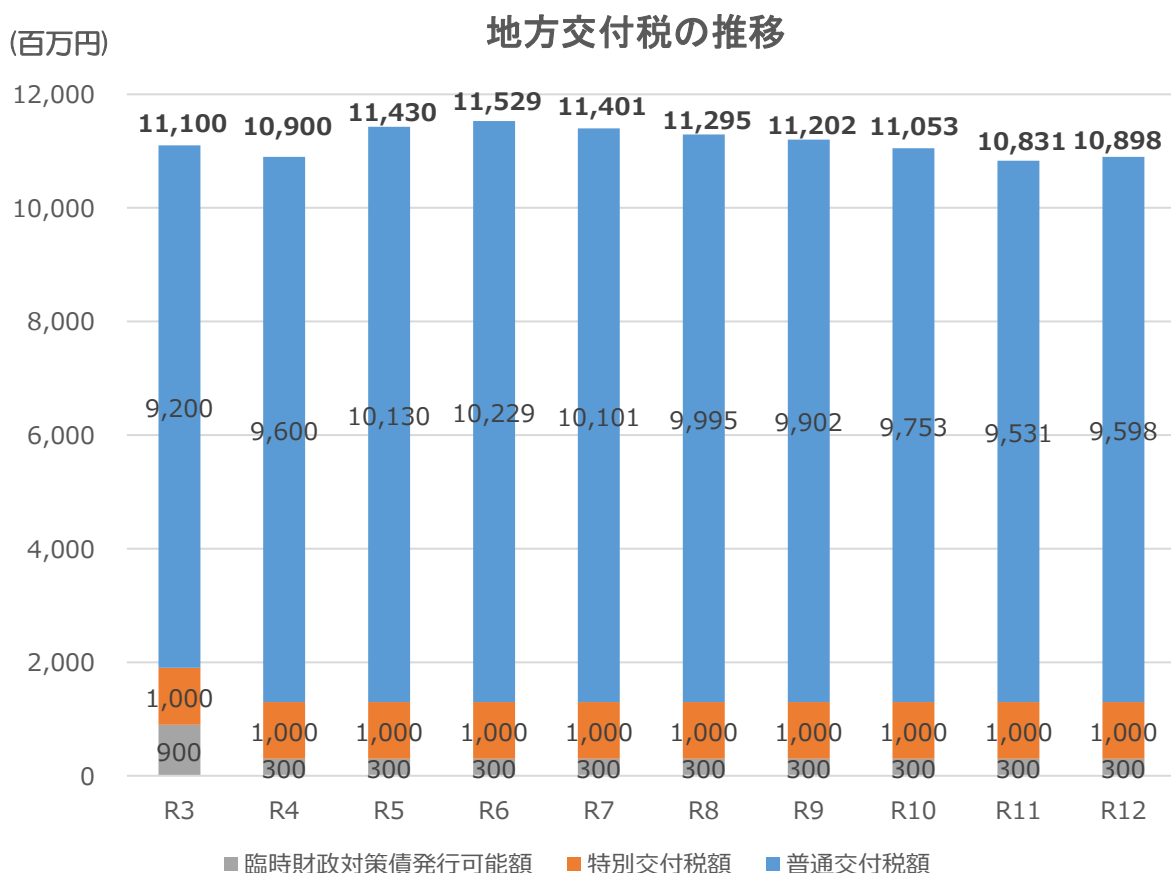
◇計画項目の分析（収入）

2. 地方交付税

地方交付税^{*8}については、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、国において、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、社会のデジタル化や防災・減災・国土強靱化、地方創生、地域社会の維持などに必要な経費について、令和2年度の水準を下回らないよう確保されたこともあり、令和2年度の国勢調査で人口は減少したものの交付額が落ち込むことはありませんでした。

また、社会保障にかかる需用費見込みの増加や人口減少の激変緩和補正係数もあり、地方交付税については、今後も一定水準で確保されることが見込まれることから、地方債の元利償還額の算入額と市税の増減により見込むこととし、令和4年度以降は令和6年度までの合併特例事業債と臨時財政対策債の借入れ増額による元利償還額の普通交付税算入の増額と、地方税の減収見込みにより、普通交付税は令和6年度まで増額となる見込みです。

令和7年度以降は、元利償還額の減少とともに普通交付税の額も減少する見込みです。



*8 地方交付税：全国的に見ると地域によって地方税の収入額に差があることから、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差を埋めるため、国が一旦集めてから交付される税をいいます。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合が地方交付税の総額となります。

◇計画項目の分析（義務的経費）



3. 人件費

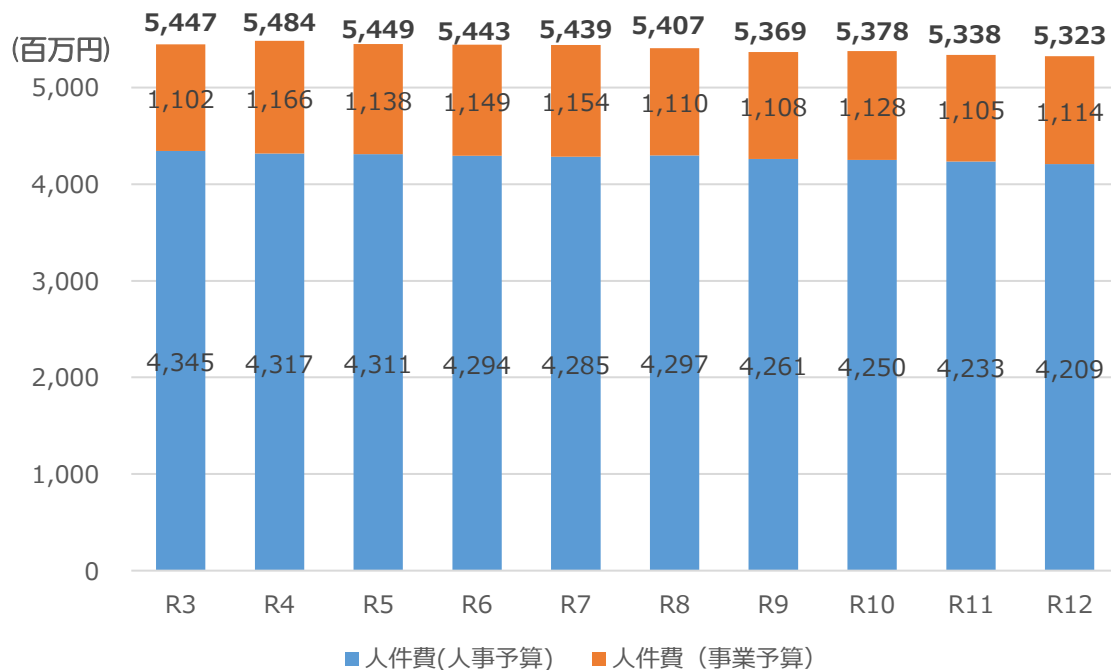
多様化する市民ニーズに応えるため、計画的な職員採用、事務事業の見直し、外部委託の推進等により適正な人員配置を行い、人件費を管理していくことが大切です。

令和 5 年度から定年延長が段階的に実施されるため、職員数の大きな削減は見込めず、人件費も横ばいで推移する見込みです。着実な行財政改革の推進と職員数適正化計画に基づき、限られた職員数の中で効率的な行政運営に努める必要があります。

また、事業予算では、給食センターの統合による委託への切り替えにより、令和 7 年度から人件費が下がる見込みです。

上記以外には、統計調査による調査員報酬で特に令和 7 年と 12 年の国勢調査時に人件費が上がる見込みとなっています。

人件費の推移



計画期間中の目標

(行財政改革計画 改革の推進方針②職員の働き方の質を高める)

業務の標準化や効率化を推進し、職員一人一人の能力と意欲の向上を目指す。

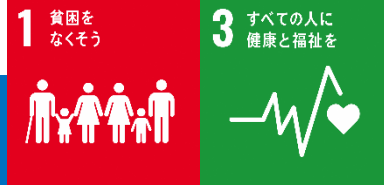
(職員数適正化計画 適正職員数目標値)

令和 3 年度 496 人 → 令和 8 年度 480 人

※消防、病院、陽光の里の職員を除く

*9 人件費：人件費に属するものとしては、議員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職手当組合負担金などがあります。

◇計画項目の分析（義務的経費）

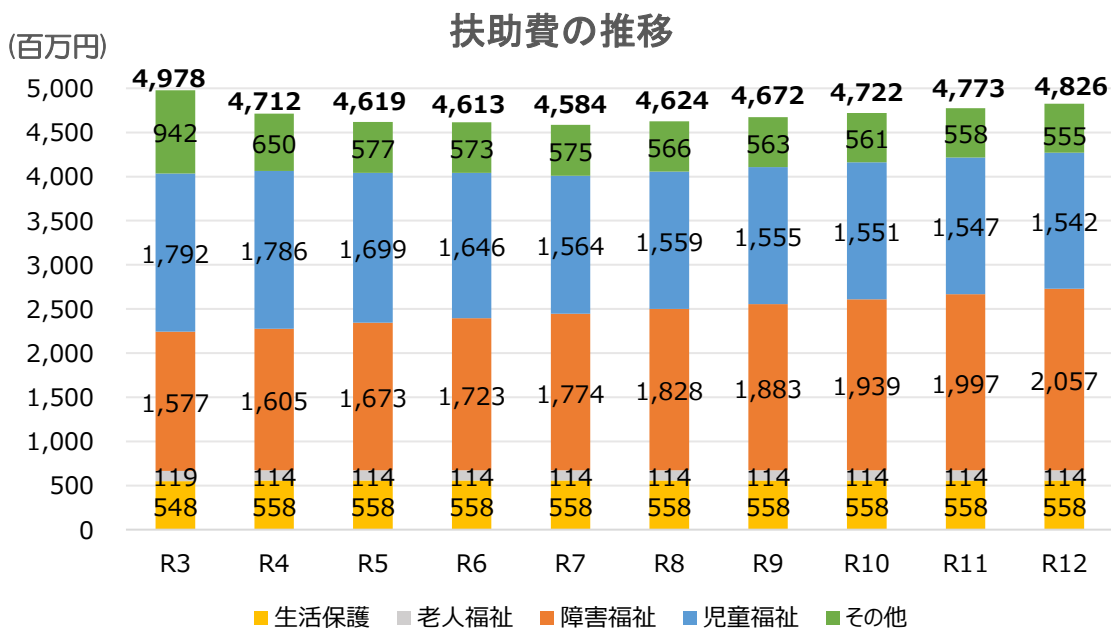


4. 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づき、障がい者、高齢者、生活困窮者、児童等に対し、その生活維持するため支出する扶助費は、人口構成等様々な要因により変化します。

特に高齢化率が高い本市においては、複雑化・多様化する社会保障ニーズの高まりとあいまって、今後も増加が見込まれます。児童福祉費は人口フレームから微減の見込みですが、障害福祉費はこれまでの状況から年間3%の伸びが見込まれます。

^{*10} 伸び続ける扶助費の抑制とすべての世代の方が健康でいきいき暮らせる地域をつくるため、本市では様々な健康・福祉施策を展開しており、これらの施策を展開することにより、最後のセーフティネットである生活保護費と健康寿命を延ばすことによる老人福祉費の現状維持を目標とします。



計画期間中の目標

（地域福祉計画 基本方針 4 生活困窮者への自立支援）

最後のセーフティネットである生活保護制度に至ることなく、生活再建につながる支援のための取り組みを進める。

*10 扶助費： 地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令等に基づき、自治体から現金又は物品の別を問わず、該当する住民に対して直接支給される経費をいいます。

◇計画項目の分析（一般行政経費）



5. 維持補修費

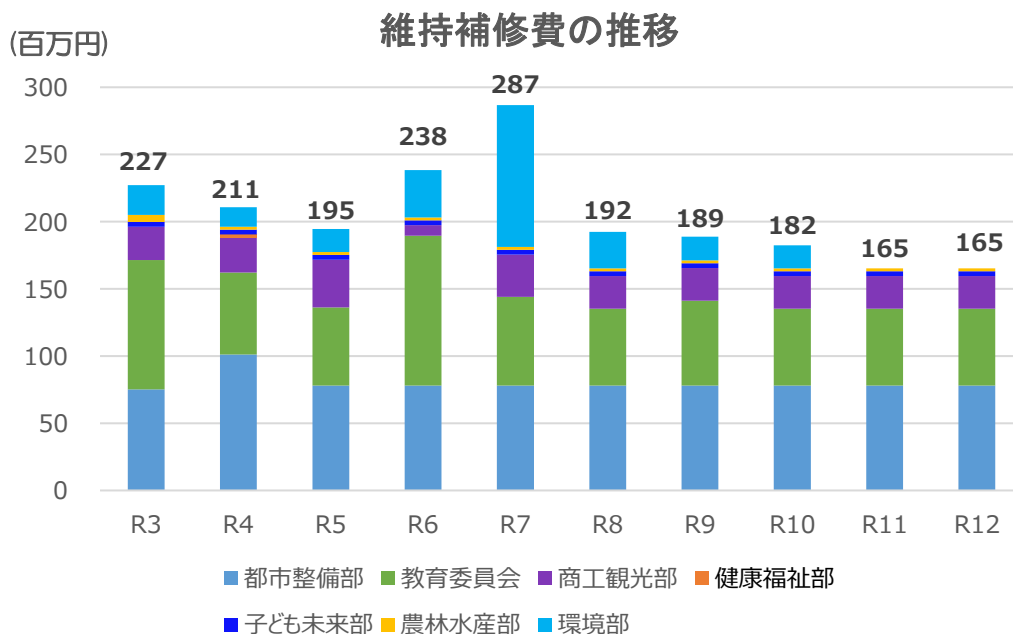
市が保有する多くの公共施設については、地方公会計から得られる数値を用いた有形固定資産減価償却率で約63%であり、県内他市町（55.8%）と比較しても老朽化が進んでいます。

これに伴い、高額な維持補修費^{*11}が毎年、必要となりますが、維持補修に関する経費については、基本的に国・県の補助金や地方債を借り入れて事業費に充てることができないことから、そのすべてを一般財源で賄う必要があります。

このことから、本市では平成29年度に公共施設再編計画を策定し、譲渡・廃止、集約化・複合化により適正規模となるよう努めているところです。

今後の見込みとしては、道路や市営住宅等を担当する都市整備部や学校を担当する教育委員会、観光施設を担当する商工観光部で一定規模の維持補修費を見込んでおります。

また、環境部においても、新ごみ処理施設の運用開始までは現施設の維持補修が必要となる見込みです。



計画期間中の目標

（公共施設等総合管理計画 公共施設等のマネジメント方針）

- ・財政規模に見合った施設保有へ転換を図るため、公共施設の譲渡・廃止、集約化・複合化を進める。
- ・市民生活に必要な不可欠なインフラ資産は、点検結果に基づき計画的に補修を行う予防保全型の維持修繕により将来コストの低減と財政負担の平準化を図る。

*11 維持補修費：建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費です。施設の増改築などのように、建物の形状・構造を変えてしまう経費は含まれません。

◇計画項目の分析（投資的経費）



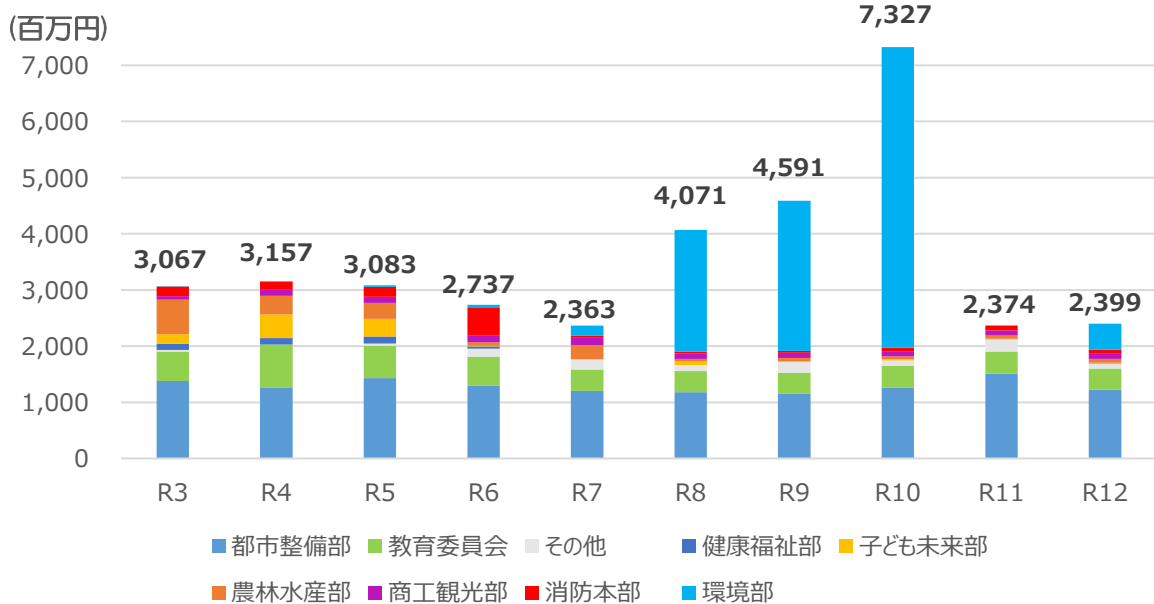
6. 普通建設事業費

市が保有する多くの公共施設については老朽化が進み、維持補修費が年々増高していることから、教育委員会や商工観光部が担当する教育施設や観光施設等については、公共施設再編への取り組みを推進するとともに、長寿命化に向けた計画的な改修工事を実施していく必要があります。

また、市民生活に必要な道路や橋梁といった都市整備部が担当するインフラ整備のために必要な経費については、継続的に一定水準で確保していかなければなりません。

これらのことから、普通建設事業費については、道路整備プログラムや行財政改革推進計画、公共施設再編整備計画との整合を図りつつ、合併特例事業債の発行期限である令和6年度までに公共施設等の長寿命化や統廃合に係る改修工事等を前倒しで実施し、令和7年度以降は緊急度や優先度を見極めながら事業費の平準化を図ります。

普通建設事業費の推移



計画期間中の目標

（公共施設等総合管理計画 マネジメントの推進方向）

将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）に係る改修等は令和6年度までに集中して実施し、後年の大規模事業（新ごみ処理施設整備事業等）に備える。

計画期間中の主な普通建設事業

担当部	事業名	実施予定期間
政策部	情報システム機器等更新事業	R3～R12
総務部	公用車更新事業	R3～R12
環境部	新ごみ処理施設整備事業	R5～R12
健康福祉部	老人福祉施設改修事業	R3～R6
こども未来部	公立保育園等施設改修事業	R3～R12
農林水産部	上安曇地区経営体育成基盤整備事業	R3～R12
	ため池整備事業（県営事業） ^{*13}	R5～R7
	林道長寿命化事業	R4～R12
商工観光部	観光振興施設改修事業	R3～R12
都市整備部	地方創生道整備事業	R3～R6
	国道県道整備促進事業（県営事業）	R3～R12
	建設機械整備事業	R3～R12
	橋梁長寿命化事業	R3～R12
	市道改良事業	R3～R12
	消雪施設長寿命化事業	R3～R12
	消雪設備整備事業	R3～R12
	河川整備事業	R3～R12
	急傾斜地崩壊対策事業	R3～R12
	市場地区用水路改修事業	R3～R5
消防本部	通信指令システム更新事業	R5～R6
	消防庁舎改修事業	R3～R6
	消防車・救急車等更新整備事業	R3～R12
教育委員会	学校給食センター集約化事業	R3～R6
	公民館施設改修事業	R3～R7
	中学校大規模改造事業	R3～R6
	小学校大規模改造事業	R7～R12
	図書館施設改修事業	R3～R6
	文化ホール改修事業	R3～R6

*13 県営事業：工事の規模等により県が実施する事業において、事業実施による利益を受ける市も事業費の一部を負担する必要があることから、受益者負担として県に負担金を納めるものをいいます。



◇計画項目の分析（負債）

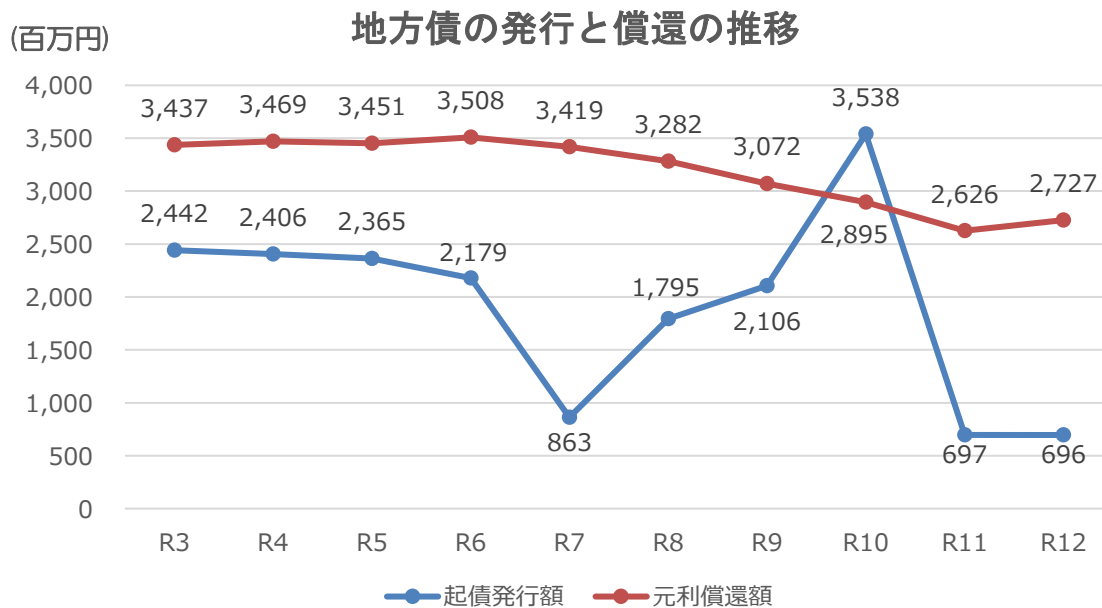
7. 地方債の発行と償還

^{*14} 地方債の発行については、将来的に市の財政を悪化させることのないよう、交付税算入率の高いものを選択しながら慎重に借入れを行っています。

しかしながら、交付税算入率の有利な合併特例事業債の発行期限が令和6年度までとなっていることから、可能な範囲で公共施設等の長寿命化改修工事を前倒して集中的に実施するため、地方債の発行は高額となる見込みです。

また、令和6年度以降においても、新ごみ処理施設の整備という大規模な建設事業が予定されており、多額の一般財源が必要となることから、その財源に対して地方債の発行を予定しています。

地方債の償還については、市役所本庁舎の増築整備で発行した地方債の償還が始まっているため、償還額が34億円を超える状況が令和7年度まで続きますが、その後は徐々に減少していく見込みです。



計画期間中の目標

世代間の公平性を勘案しながら、交付税措置の有利なものを選択し、地方債を発行することで将来負担の軽減を図る。



◇計画項目の分析（負債）

8. 地方債残高

*15

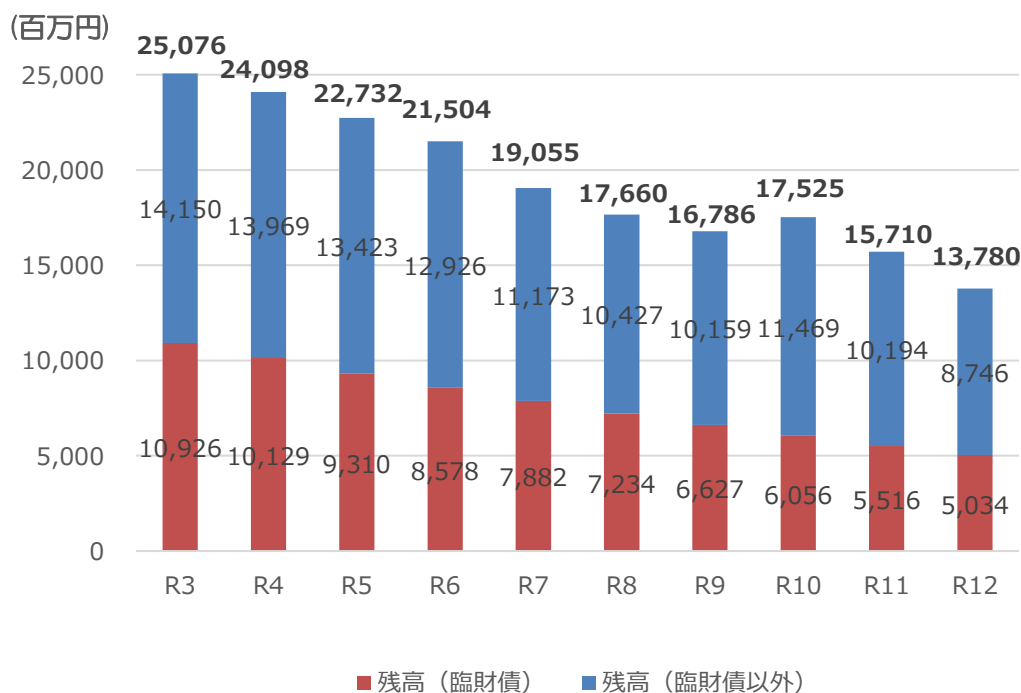
令和3年度末の地方債残高は総額で約250億8千万円を見込んでいます。

これまで、合併特例事業債や過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債など交付税措置の有利な地方債を積極的に活用し、行政サービスの均衡を図りながら緊急度の高い普通建設事業を集中的に実施してきました。

令和6年度までは引き続き合併特例事業債を積極的に活用する予定であり、20億円を超える地方債借入額が続く見込みです。

更に、令和10年度には新ごみ処理施設の整備に係る地方債の借り入れにより、一時的に増加するものの、地方債残高は減少していく見込みです。

地方債残高の推移



計画期間中の目標

地方債の借り入れを平準化し、財政規模に見合った行政運営に努める。

*15 地方債残高：これまでに借入を行った地方債の元金の残高を指し、地方債残高が大きいことは返済に必要な元利償還金（公債費）が多いことを意味します。公債費の割合が高いと歳出構造が硬直化し、行政サービスの実施に影響を及ぼすこととなります。



◇計画項目の分析（資産）

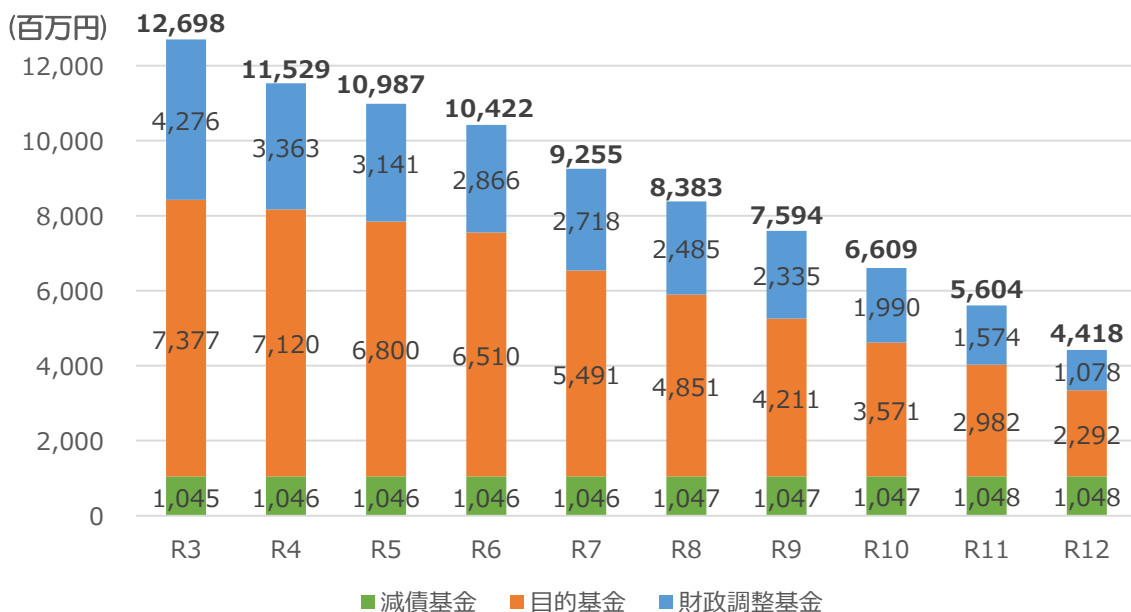
9. 基金残高

計画期間中の各年度における財源の不足分は財政調整基金から繰り入れることを見込んでいます。
また、まちづくり活動の支援等を目的とする地域活性化基金は、公共交通の維持やまちづくり交付金に加え、新たな住民自治協議会交付金の財源にも充てる見込みです。

更に、合併特例事業債の発行期限後となる令和7年度以降も新ごみ処理施設の整備や老朽化施設の改修等が見込まれることから、公共施設整備基金や教育施設整備基金からの繰り入れを行う予定です。

これらのことから、今後、基金残高は減少していくことが見込まれますが、一定残高を確保するために更なる行財政改革に取り組み、適切な基金を確保して後年度の投資的経費や災害等不測の事態に備える必要があります。

基金残高の推移



計画期間中の目標

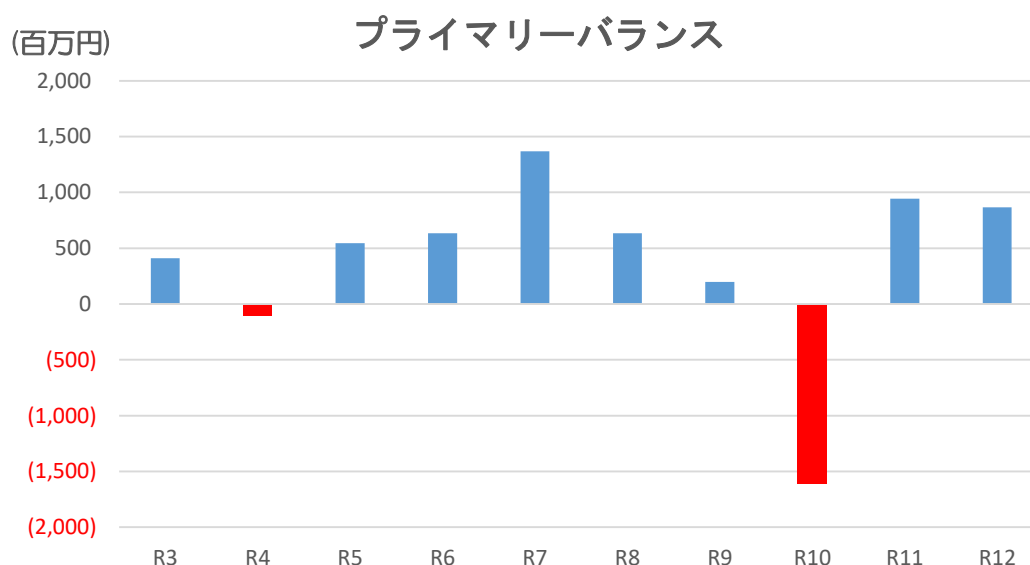
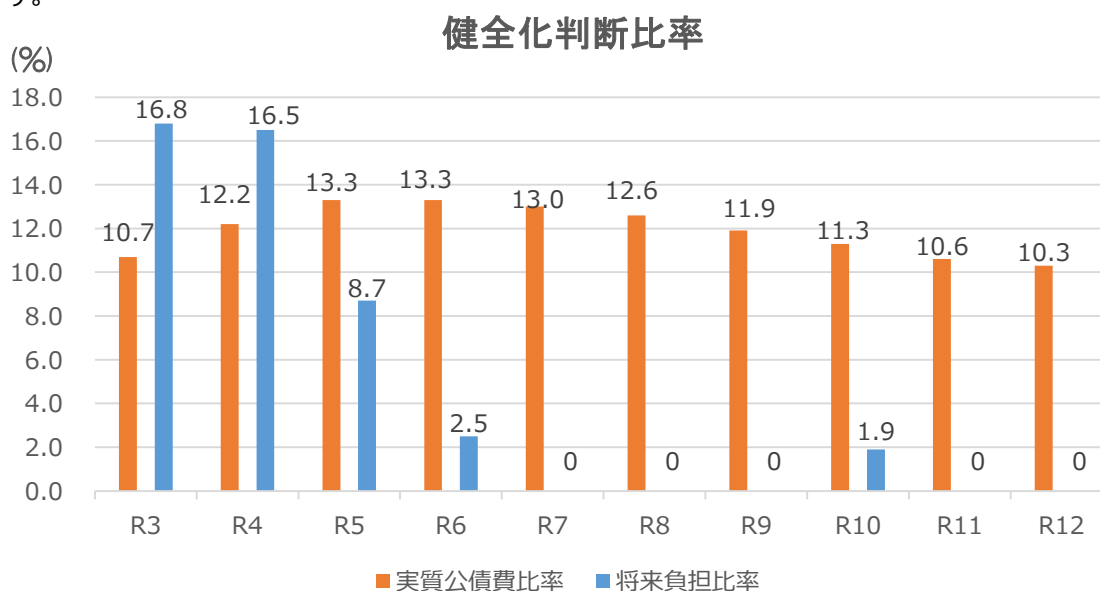
行財政改革に取り組み、不要不急の事業の見直し等により必要な基金を確保して、後年度の投資や災害等の不測の事態に備える。

◇ 財政指標

実質公債費比率および将来負担比率などの財政健全化指標は、いずれも国が定める早期健全化基準（実質公債費比率 25%以下、将来負担比率 350%以下）を下回っている状況であります。近年、合併特例事業債等の地方債の借り入れが大きく膨らんでいたことから、今後、実質公債費比率は高くなる見込みです。しかしながら、公営企業債の償還分の繰り出しの減少等により、令和6年度をピークとして減少する見込みとなっております。

また、将来負担比率についても、地方債残高の減少により減少し、令和7年度には0%となる見込みですが、令和10年度の新ごみ処理施設の地方債借入により一時的に1.9%となる見込みです。

同様に令和10年度は、支出が大きくなるためプライマリーバランスも大きく崩れる見込みとなっております。



*17 プライマリーバランス：地方債等の元利償還額および基金積立金支出額を除いた歳出と地方債等発行収入および基金取崩収入を除いた歳入のバランスを示します。バランスが均衡している場合は持続可能な財政運営であるといえます。

◇財政運営の健全性確保のための取り組み

本市では、これまで財政健全化のため、行財政改革に取り組み、不要不急の事業見直し等により、財源を捻出して基金積み立てを行うとともに地方債の繰り上げ償還等に取り組んだことにより、近年、実質公債費比率や将来負担比率等の財政指標は大きく改善し、安定した財政経営を実施してきました。

これらの成果として、財政調整基金を活用し、今般の新型コロナウイルス感染症の流行から市民の生命や生活を守る施策や地域経済の活性化のための施策を迅速かつ充実した内容で実施することができました。

しかしながら、今後の見通しとして、収入は人口減少や少子高齢化の進展により税収等は減収が見込まれ、支出では、扶助費など義務的経費の増加や、公共施設の長寿命化工事をはじめ老朽化している橋梁や道路の維持補修等のインフラ整備、更には、新ごみ処理施設の整備や ICT の利活用等デジタル化の進展に追従するコストの増大など、多額の費用が必要となり、これまで積み立てた基金を取り崩さなければならない状況となります。

また、近年頻発、激甚化する豪雨災害や今後30年以内に70～80%の確率で発生するといわれている南海トラフ大地震をはじめとする自然災害の発生など不測の事態に備える必要もあります。

これらのことから、以下の点に取り組み将来に渡って持続可能な財政運営を図ります。

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を実現することにより、人口減少を可能な限り抑制します。
2. 公共施設再編計画に基づき、公共施設の集約化や複合化により機能の維持・移転を実施することにより、維持管理や改修費用等、将来世代への負担を減らすなど、これまで以上に行財政改革に取り組みます。
3. 公共施設の長寿命化や防災・減災、国土強靱化事業等については、交付税措置の有利な合併特例事業債や緊急防災・減災対策事業債等の発行期限までに集中して行い、将来負担の軽減を図ります。
4. 毎年度決算状況と計画の財政見通しを比較し、その乖離について評価・分析するなどEBPM^{*18}の仕組みを活用し、ワイズスペンディング^{*19}を徹底します。

*18 EBPM：(Evidence Based Policy Making の略) 統計データや各種指標など、客観的エビデンス(根拠や証拠)を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うことをいいます。

*19 ワイズスペンディング：政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換することをいいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの推進

計画期間中の目標や取り組みについては、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持って設定しています。



高 島 市 長 期 財 政 計 画

発 行：滋賀県高島市

〒520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL0740-25-8111

編 集：総務部行財政改革局財政課

発行年月：令和 4 年 3 月